

○琴浦町早期再就職支援助成金交付要綱

令和6年11月26日

訓令第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町早期再就職支援助成金(以下「助成金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本助成金は、事業主の経済的事情により離職した者を正規雇用労働者として雇用した事業者に対し、受入環境整備に係る経費を助成することで、離職者の早期再就職及び安定就職を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 正規雇用労働者 雇用期間の定めのない雇用契約を締結している1週間の所定労働時間が週30時間以上の労働者であって、同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者をいう。

(2) 親会社等 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいう。

(送出企業の要件)

第4条 送出企業は次の各号のいずれにも該当する企業とする。

(1) 事業主の経済的事情により30人以上の離職者を発生させる企業

(2) 鳥取労働局に再就職援助計画を提出している又は公益財団法人産業雇用安定センターに離職者の求職登録をしている企業

2 前項に該当しない場合であって、緊急雇用対策会議、その他離職者の発生案件に応じて助成金の対象とすることが認められた企業を送出企業とすることができる。

(交付対象事業者及び助成金)

第5条 町長は、第2条の交付目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる労働者（以下「対象労働者」という。）を雇用する同表第2欄に掲げる事業者（以下「交付対象事業者」という。）に対し、本助成金を交付する。

2 本助成金の額は、別表第3欄に掲げる額とする。

（対象労働者の雇用報告）

第6条 対象労働者を新たに雇用した交付対象事業者は、その雇入れの日から起算して1月以内又は町が指定する期日までに琴浦町早期再就職支援助成金雇用報告書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（交付申請及び実績報告）

第7条 本助成金の交付申請及び実績報告をする交付対象事業者（以下「交付申請者」という。）は、琴浦町早期再就職支援助成金交付申請書兼実績報告書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、対象労働者の雇入れの日から起算して3月を経過した日から1月以内又は町が指定する期日までに町長に提出しなければならない。

（1） 琴浦町早期再就職支援助成金支給要件確認表（様式第3号）

（2） 対象労働者が送出企業を離職した際に交付された離職票又は解雇（予告）通知書等事業主都合による離職であったことがわかる書類の写し

（3） ハローワーク、県立ハローワーク、公益財団法人産業雇用安定センター又はその他職業紹介事業者（以下、「ハローワーク等」という。）が発行した職業紹介証明書の写し又はそれに類似するもの

（4） 対象労働者に係る次に掲げる書類

ア 琴浦町早期再就職支援助成金対象労働者個別表（様式第4号）

イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

ウ 勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、手当等の種類及び雇入れ年月日等が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書又は雇用契約書の写し

エ 支払われた賃金等の額が明確に記載された賃金台帳等の写し

（5） その他町長が必要と認める書類

2 本助成金は、規則第4条ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(着手届及び完了届を要しない場合)

第8条 着手届は規則第10条第3号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(交付決定及び交付額確定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、琴浦町早期再就職支援助成金交付決定及び交付額確定通知書(様式第5号)により、交付申請者に通知するものとする。また、交付しないことを決定したときは琴浦町早期再就職支援助成金不交付決定通知書(様式第6号)により、交付申請者に通知する。

(交付決定の取消及び返還)

第10条 町長は、本助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に本助成金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により本助成金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他町長が不適切と認めるとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年11月26日から施行する。

附 則(令和8年1月1日訓令第3号)

この訓令は、令和8年2月5日から施行し、改正後の琴浦町早期再就職支援助成金交付要綱の規定は、令和8年1月1日から適用する。

別表(第5条関係)

1 対象労働者	2 交付対象事業者	3 本助成金の額
次に掲げる要件をすべて満たす者	次に掲げる要件をすべて満たす者	対象労働者1人当たり10万円

<p>(1) 送出企業を事業主都合（重責解雇を除く）で離職した者</p> <p>(2) 送出企業を離職した日の翌日から起算して6月以内に正規雇用労働者として雇用された者</p> <p>(3) 送出企業の離職後に、交付対象事業者以外に正規雇用労働者として雇用されていない者</p> <p>(4) ハローワーク等に求職登録している者</p>	<p>(1) 雇用保険の適用事業の事業者であること</p> <p>(2) 対象労働者を町内の事業所で雇用した事業者であること</p> <p>(3) ハローワーク等に求人登録をしていること</p> <p>(4) 町税の滞納がないこと</p> <p>(5) 送出企業の親会社等に該当しない事業者であること</p> <p>(6) 送出企業において、会社法(平成17年法律第86号)第5編に規定する組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転その他の事業再編が実施される場合であって、事業再編後の企業及びその親会社等に該当しない事業者であること</p> <p>(7) 貸金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳及び総勘定元帳等の法廷帳簿類等を備え付け、町の要請により提出することができる事業者であること</p> <p>(8) 対象労働者の雇入れに当たり、事業主都合で他の</p>	
--	---	--

	<p>労働者を解雇していないこと</p> <p>(9) 賃金の支払及びその他適正な雇用管理を行っていること</p> <p>(10) 対象労働者について、町における他の類似の制度による支援金等を受けていない又は受ける予定がないこと</p> <p>(11) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと</p> <p>(12) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。</p>	
--	---	--

